平成２８年（フ）第８号
熊本県玉名郡玉東町大字上木葉570番地１
破産者　松本　　力
１　決定年月日　平成28年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第１０５２号
札幌市東区東雁来３条１丁目３番13号、開始決定時の住所札幌市清田区北野６条４丁目５番12号　シティハイムロングリバー202号
破産者　小寺　周一
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６号
仙台市青葉区本町１丁目９番28―1002号
破産者　藤澤　宜隆
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２７７号
宮城県岩沼市本町７番28号
破産者　舘山　政勝
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７０号
秋田市横森２丁目23番13号　桜ケ丘ハイツ106号、開始決定時の住所秋田市広面字土手下53―２ハイムＳＡＴＯ　Ｂ棟203号室
破産者　木下　雅仁
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第８８号
神奈川県逗子市逗子７丁目７番37号　ヴィラ逗子106
破産者　小久保健司
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２７６号
神奈川県座間市相模が丘４丁目21番10号　岩田荘202号
破産者　有田　通秀
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２８０号
相模原市中央区並木２丁目３番25号
破産者　木村美代子
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２８１号
相模原市中央区千代田３丁目９番14号
破産者　木村　弘文
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２８２号
相模原市中央区並木２丁目３番25号
破産者　阿部あけみ（旧姓木村）
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１９号
新潟県小千谷市大字桜町5274番地
破産者　春日　正史
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
新潟県十日町市新宮甲681番地
破産者　村山　晴夫
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第２３８号
静岡県富士宮市北山5237番地の５
破産者　朝日　君子
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１８０号
静岡県磐田市見付1122番地41ジュネスⅡ―102
破産者　栗原　祐介
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２１３号
静岡県磐田市天龍145番地４Ｇｒａｎｐｉａ　Ｓｅｎ203号、住民票上の住所静岡県磐田市一色92番地１
破産者　根方　篤史
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２４７号
静岡県浜松市中区鹿谷町19番14号
破産者　住川　浩敏
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１４８７号
愛知県海部郡大治町大字馬島字山西27番地
破産者　長尾　明治
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７８７号
名古屋市中区丸の内２丁目15番４号　プレサンス丸の内レジデンス204号、従前の住所東京都品川区西大井５丁目17番31―102号
破産者　吉田　　博
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８１３号
愛知県春日井市南花長町12番地４
破産者　下村ゆかり
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部